

文化芸術分野における事業仕分けの影響

— 伝統文化こども教室事業を例に —

文教科学委員会調査室 柳沼 充彦

1. はじめに

平成21年9月、民主党を中心とした政権が誕生し、内閣府に設置された行政刷新会議は、効率的な行政運営・政策実行の実現を目指し、同年11月から事業仕分けを開始した。一連の事業仕分けでは、事業の妥当性が公開の場で検討され、多くの国民の関心を集めた。

文化芸術分野において、事業仕分けの対象となり厳しい判定が下された事業の一つが、「伝統文化こども教室事業」（以下「こども教室事業」という。）であった。本稿は、こども教室事業を例に、事業仕分けの結論がその後の事業展開にどのような影響を与えたのか紹介していきたい。なお、本文中に用いる組織名や肩書は、いずれも当時のものである。

2. 文化芸術振興基本法における伝統文化等の位置付け

第153回国会（臨時会）において成立し、平成13年12月7日に公布・施行された文化芸術振興基本法は、我が国の文化芸術振興の基本法として位置付けられている。文化芸術振興基本法は、国の責務（第3条）、地方公共団体の責務（第4条）、法制上の措置等（第6条）、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の策定（第7条）等を定めている。政府は、平成14年12月、第一次基本方針を閣議決定し、以後、第二次基本方針を経て、現在は、平成23年2月に閣議決定した第三次基本方針に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図っている。また、文化芸術振興基本法は、長年受け継がれてきた伝統文化について、次のとおり規定している。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必

要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

昨今の過疎化・少子高齢化の進行、人々の生活様式の変化の中で、長年、地域で守り伝えられてきた伝統文化が消滅の危機にある。このため、次代を担う子どもたちを対象に、伝統文化を体験・修得させる目的で、文化庁は、公益財団法人伝統文化活性化国民協会¹（以下「国民協会」という。）への委託事業として、こども教室事業を自公政権時代の平成15年度から22年度まで実施してきた。こども教室事業は、①伝統芸能（文化芸術振興基本法第10条）、②生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なもの（同法第12条）、③文化財等（同法第13条）、④地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（同法第14条）に子どもが触れる機会を提供する取組に対する国の支援事業であった。

3. こども教室事業の概要

(1) 事業概要（平成22年度のもの）

ア 目的

我が国の長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた伝統文化を、将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子どもたちが歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、尊重する態度を育て、豊かな人間性を涵養することを目的とする。

イ 申請者の要件

社団法人、財団法人、NPO法人、地方公共団体（指定管理者含む）、任意団体（保存会・実行委員会等）²。なお、国公立学校は対象外となっている。

ウ 対象分野

民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道、囲碁、将棋、伝統的な子どもの遊び、わらべうた、昔話、地域の年中行事、伝統的な物づくり、郷土食、百人一首等（申請は一つの分野のみ）。

エ 実施期間・回数

土・日曜日や夏休みなどを活用して、5月から翌年2月末までの間に、継続的・計画的に行う（練習や実習を中心とした「教室」を原則として10回以上開催）。なお、学校の授業や総合学習の時間等を利用して開催することはできない。

オ 参加者

原則として小学校1年生から中学校3年生までとし、参加人数は10人以上。参加者は、原則10回以上のカリキュラムを受講することとする。

カ 支援の対象となる経費

会場や用具等の借料、教材費、指導者への謝金、参加する子どもの保険料など、申請の状況により、採択額³の範囲内で支援を行う。実施団体が立替払いし、事業終了後に所定の書類を提出して支払いを受ける。

キ 選考過程

都道府県教育委員会は、管内市町村教育委員会が受け付けた各団体の申請書を取りまとめ、国民協会へ送付する。国民協会内に設けられた学識経験者等で構成される選考委員会において、分野・地域等を総合的に勘案し、選考、決定される。選考結果は、都道府県・市町村教育委員会を通じて、各団体に通知される。

(2) こども教室事業の予算額等

こども教室事業（後継事業含む）の予算額・決算額の推移、採択件数は、それぞれ図表1及び2のとおりである。平成15年度に予算10億円でスタートしたこども教室事業は、21年度には予算20億円へ倍増し、採択件数も15年度の1,551件から、21年度には5,232件へ3.4倍と大幅に増加した。制度創設以来、事業仕分け前の21年度まで、予算額、採択件数とも大幅に増えていたが、予算拡充のペース以上に申請団体が増加していったため、一団体当たりの採択金額は減少傾向にあった。大阪府の例を挙げると、平成15年度518,000円から22年度249,000円と半減していた⁴。

(3) こども教室事業の実施例

こども教室事業とは、どのようなものであったか、実施例をいくつか紹介したい。

岩手県花巻市では、花巻まつりにおいて風流山車の運行の際に演奏される「花巻まつり囃子」の横笛奏者を育成するため、花巻市郷土芸能保存協議会が開設した「花巻囃子こども横笛教室」が採択された。この教室は、市内の小学校高学年及び中学生を対象に、毎週日曜日の午前中に市内施設等を借りて練習するもので、ここで学んだ子どもたちが花巻まつりにおいて横笛でお囃子の演奏に参加するなど、花巻まつりの担い手となる後継者の育成に貢献している⁵。

また、山口県岩国市では、指定無形民俗文化財である向峠^{むかたお}神楽を子どもたちに伝承するため、向峠神楽保存会が開設した「向峠こども神楽教室」が採択された。この教室は、向峠子ども会の小学生から中学生を対象に、向峠神楽保存会のメンバーが講師となり、休校中の小学校の多目的スペース等において練習しており、その成果は地域の秋祭りや特別養護老人ホームへの慰問等の場で披露されている⁶。

図表 1 伝統文化こども教室事業等の予算額・決算額の推移

(年度)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25(案)
伝統文化こども教室事業	1,000	1,306	1,488	1,593	1,686	1,994	2,002	1,216	—	—	—
文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	—	—	—	—	—	—	—	—	3,200の内数	3,950の内数	—
文化遺産を活かした地域活性化事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	935
上記事業の決算額	808	1,052	1,229	1,353	1,625	1,893	1,914	1,165	646	—	—

(注1) 単位は百万円

(注2) 23、24年度は「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」における文化芸術振興費補助金の額

(注3) 25年度は「文化遺産を活かした地域活性化事業」における伝統文化親子体験教室の当初予算案の額

(出所) 文化庁資料より作成

図表 2 伝統文化こども教室事業の申請件数及び採択件数

分野	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	申請件数	採択件数														
1 神楽	59	58	98	96	74	68	88	87	99	96	115	111	124	124	135	134
2 獅子舞	34	34	68	65	62	60	68	68	88	81	98	94	118	118	122	115
3 お囃子	76	75	78	73	107	103	129	128	173	171	200	198	261	260	299	290
4 その他の民俗芸能							93	91	121	119	168	164	194	192	197	191
5 民謡・民謡	121	117	183	176	92	90	64	64	75	75	83	82	93	93	97	93
6 祭り行事			55	55	50	49	51	50	39	39	84	82	106	105	125	125
7 地芝居・人形芝居	47	47	59	57	56	54	41	41	51	50	52	52	57	57	39	38
8 能楽	22	21	36	33	59	56	81	78	92	91	106	97	106	104	107	105
9 伝統工芸	24	22	26	25	34	32	51	49	46	46	54	54	69	69	79	76
10 邦舞	64	62	131	131	160	151	193	187	238	235	244	233	270	268	303	294
11 和太鼓	86	85	122	120	151	147	185	182	246	245	272	266	321	317	361	341
12 邦楽	97	95	184	173	184	178	218	210	248	245	261	250	298	294	300	288
13 詩吟	8	7	17	17	22	22	23	22	22	22	22	21	28	27	26	24
14 短歌・俳句			4	4	6	6	9	9	8	8	9	9				
15 百人一首・カルタ	1	1	7	6	10	9	25	24	35	35	77	74	93	90	102	90
16 囲碁	50	49	55	54	61	56	67	65	88	88	113	110	128	124	124	118
17 将棋	43	42	51	47	69	67	64	62	91	88	91	90	93	92	103	96
18 茶道	117	105	247	173	223	204	290	285	362	354	428	412	461	447	526	509
19 華道	607	437	769	357	655	614	729	706	890	883	940	916	1,041	1,024	1,093	1,066
20 武道	39	35	42	40	61	59	95	94	127	126	181	178	237	235	264	257
21 書道	4	4	6	6	12	11	22	22	48	48	72	71	82	82	91	82
22 きもの着装・礼法	153	46	58	58	152	152	167	167	190	190	259	255	271	266	270	266
23 大正琴			5	4	10	10	6	6	7	7	14	14	7	7	4	4
24 風流					37	36	3	3	4	4	1	1				
25 その他	36	35	48	35	39	36	88	81	123	114	124	114	142	136	150	145
26 複合型	176	174	285	215	340	325	599	584	715	711	762	746	728	701	131	123
合計	1,864	1,551	2,634	2,020	2,726	2,595	3,449	3,365	4,226	4,171	4,830	4,694	5,328	5,232	5,048	4,870

(注) 分野の区分は、選考委員会により適宜見直しが行なわれたため、年度によって異なる。

<参考> 「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」のうち、体験事業の実施件数

平成23年度：1,354件 平成24年度：2,396件

(出所) 公益財団法人伝統文化活性化国民協会『伝統文化』(No. 41) (平23.9.15) 44頁を基に作成

4. 行政刷新会議の事業仕分け

民主党政権時代の平成21年11月に行われた行政刷新会議による事業仕分け(第1弾)において、こども教室事業が事業仕分けの対象となった。事業仕分けでは、こども教室事業について、①本来の目的からずれている、②収入をこども教室事業でほぼ占められている財団法人に委託する必要性が全くない、③子どもに伝統文化を体験させることが目的なのか、財団の存続が目的となっていないか、④本来地方の仕事であり、国がやる必要がないといった点から⁷⁾、事業の妥当性が検討された。

(1) 財務省の指摘

事業仕分けに当たって、財務省は、事業の有効性及び効率性について、次のとおり指摘している。

<事業の有効性>

○本事業は、地域の自主的な取組の促進を目的とするものであるが、支援案件の中には最長7年に亘って事業実施しているものがある。事業目的に照らし、単年度の支援に限定すべきではないか。

○年間5,000か所もの事業が採択されている結果、すでに地方で実施されている活動(例えば学校でのお茶やお花の体験活動)への後追い助成になっているのではないか。

<事業の効率性>

○本事業は、募集から採択まで一括して委託して行われているが、妥当か。委託費の節減の取組はなされているか。

(出所) 内閣府WEB<<http://www.cao.go.jp/sasshin/oshirase/pdf/nov11-pm-shiryoy/3-5.pdf>>

(2) 評価者からの指摘

評価者からの主な指摘とそれに対する文部科学省の回答は、次のとおりである⁸。

ア 国民協会が事業を行う必然性

文化庁の委託を受け、国民協会が事業を行う必然性について、文部科学省から、「対象件数が非常に多いこともございますし、定型的な業務が多いと。これは書類の受付審査でございますとか、どのような事業を採択するかとか、そういったことが大半でございますので、文化庁本庁で執行するよりは、国として基本的な方針を示しつつ、外に外部委託することが適切」とした上で、「委託先として、伝統文化活性化国民協会を選んでおることにつきましては、この国民協会という法人が、伝統文化の活性化を目的としてできているという法人でございますので、そういった観点から適当」との説明があった。

イ 国民協会の役職員数、天下りの有無

国民協会の役職員数及び天下りの有無について、文部科学省から、役員25人のうち、常勤の役員が1人(うち官庁OB1人)⁹、役員以外の常勤の職員7人(うち官庁OB1人)との説明があった。

ウ 国民協会の審査体制

国民協会が常勤の役員1名、職員7名で5,000件以上の事業申請を審査できるかについて、文部科学省から、「事業の執行に関しましては、1年間にわたりまして、定型的な業務が行われておるわけでございます。したがって、それぞれの期間において適切な業務を行っていくということで、この人数で対応」しているとの説明があった。

エ 文化庁ではなく国民協会が審査を行う理由

文化庁が直接執行するのではなく、なぜ天下り団体を迂回するのかとの仕分け人の指摘に対し、文部科学省から、対象件数が多く定型的な業務が中心であり、「このような

業務につきましては、いわば国として直轄で自分でやるよりは、アウトソーシングしてやるということが行政のあり方」とした上で、「平成20年度から企画競争¹⁰という形態に移行した」との説明があった。

オ 国民協会の事業規模

国民協会は、こども教室事業の委託事業分を除くと実体がないとの仕分け人の指摘に対して、文部科学省から、財団の一般的に行っている事業は平成21年度で5,000万円、プラス伝統文化こども教室事業分として18億円との説明があった。

(3) 評価結果

評価者からは、自治体・民間で実施すべき（5人）、事業廃止（4人）、等の評価が出され、最終的な結論として、「国の事業として行わない」こととなった。

5. 事業仕分けを受けた見直し

(1) 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業へ再編

事業仕分けの結論を受け、平成22年度のこども教室事業は、事業の位置付けを「団体の自主的な取組を促進するという観点から、取組の立ち上げ、定着に対して支援するものであり、長期間にわたって継続的に支援するものではない」と整理した上で、15～21年度（7年間）において、5回以上こども教室事業を実施した団体は申請できないように要件を見直して実施された。

その後、こども教室事業は同年度限りで廃止され、23年度からは、「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」（以下「地域活性化事業」という。）として、新たに実施されることとなった。この点について、笹木文部科学副大臣は、「市町村でもいい、都道府県でもいいんですが、地域の伝統文化の事情もよく通じている、あるいは後継者の問題もよく通じている、その市町村あるいは都道府県、そこから申請をしていただいて、総合的にまちづくりとか後継者育成とか観光の活性化につなげたい」と答弁している¹¹。

(2) 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業への批判

しかし、地域活性化事業は、都道府県や市町村が策定する文化遺産を活かした観光振興・地域活性化に関する計画に盛り込まれた取組について支援を行うものであり、小さな団体ほど対象になりづらいとの指摘が国会でもなされた。実際、決算額及び採択件数を見直しの前後で比較すると、こども教室事業時代の11億6,500万円、4,870件（22年度）から、それぞれ6億4,600万円、1,354件（23年度）に減少していた（図表1及び2参照）。

この点について、中川文部科学大臣は、「身近な地方自治体の、それこそ市町村レベルで子供たちを具体的に支援ができるような仕組みをつくっていったら、その仕組みの中に、地方自治体に資金を流すという形がこれはふさわしいのではないかというような議論の中で、先ほど御指摘のあった、文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業の範疇で市町村が計画を立てて、その計画を立てたものに入れていく」と述べた上で、団体が申請をためらったことについては、「市町村に対しての、どのようにアプローチをして、アピールを

してこの事業をやっていききたいんだということについて、切りかえた時点で戸惑いがあったんだろう」と推測されると答弁している¹²。

(3) 平成25年度の取組

平成24年12月に自公政権が発足したことを受け、平成25年度からは、新たに「文化遺産を活かした地域活性化事業」として、23～24年度に行った実施方式を踏襲しつつ、支援メニューを「文化遺産次世代継承事業」と「伝統文化親子体験教室事業」の二つの柱に再編して実施される予定となっている。このうち、伝統文化親子体験教室事業は、子どもたちが親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業に対する支援となっており（図表3参照）、その予算は9億3,500万円となっている。25年度からの新たな事業展開について、地域に根ざした小さな団体が申請しやすい仕組みへの要望に対し、下村文部科学大臣は、「伝統文化親子体験教室事業の積極的な実施を各都道府県に呼びかけるだけでなく、各自治体ごとの実施状況を公表するなど、この事業が積極的に活用されるように努めてまいりたい」と答弁している¹³。

図表3 文化遺産を活かした地域活性化事業の概要



(出所) 文化庁資料

6. 今後の方向性

次代を担う子どもやその親を対象に、我が国の伝統文化に触れる機会を提供する取組に対し、文化庁がその費用の一部を支援する主な事業として、①伝統文化こども教室事業、②文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業、③文化遺産を活かした地域活性化事業（伝統文化親子体験教室事業）、④生活文化普及支援事業（伝統文化親子教室事業）¹⁴が行われてきた。これらの事業の違いを整理したものが図表4であるが、事業の名称、対象となる伝統文化の種類、子どもとその親が参加するか等の違いがあるものの、こども教室事業と同趣旨の取組が引き続き存続している。

図表4 伝統文化に子ども等が触れる機会の提供に対する国の支援事業の整理

	①	②	③	④
事業の名称	伝統文化こども教室事業	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	文化遺産を活かした地域活性化事業（伝統文化親子体験教室事業）	<参考> 生活文化普及支援事業（伝統文化親子教室事業）
実施年度	平成15～22年度	平成23～24年度	平成25年度～	平成21年度（単年度）
事業の内容	伝統文化関係団体が個別に実施する事業に対して助成	地方公共団体が域内の文化財を総合的に活用して地域活性化を図る計画を策定し、当該計画に基づき実施される事業に対して助成	同左 支援メニューを「伝統文化親子体験教室事業」と「文化遺産次世代継承事業」の二つの柱に再編	次代を担う子どもやその親等を対象に生活文化に触れる機会を提供する事業に対して助成
対象	伝統的な文化（伝統音楽、日本舞踊、茶道、華道、郷土芸能等）	地域固有の伝統芸能、民俗芸能等	民俗芸能・行事（神楽等） 伝統芸能（能楽、地歌舞伎等）	囲碁、将棋、茶道、華道、和装、香道の6分野 全国規模での普及事業を実施する団体を支援
事務の執行	公益財団法人伝統文化活性化国民協会に事務を委託	文化庁が直接事務を執行	同左	全国的規模で活動を行う非営利の法人又は団体に業務を委託
予算額（百万円）	2,002(21年度)	3,950の内数(24年度)	935(25年度)	467(21年度) ^(注)
採択実績	5,232件(21年度)	2,396件(24年度)	—	7件(21年度)

(注) 執行費ベースの額である。

(出所) 文化庁資料を基に作成

地域で受け継がれてきた伝統文化を次代に伝えていくこと、また日頃、伝統文化に接する機会の少ない子どもたちに体験の場を与える必要性については、異を唱える人は少ないであろう。

こども教室事業の評価について、文化庁は、①地域で守り伝えられた伝統文化を、子どもたちを中心に地域の人々との触れ合いの中で、将来にわたって継承していくための機会になった、②子どもが気軽に伝統文化を体験できることや、興味を持っていなかった子どもが本格的に学ぼうという意欲を示した等、実施団体からはこども教室事業を評価する声が多く、着実に成果を挙げていると分析している¹⁵。また、こども教室事業をこれまで実施してきた国民協会は、平成22年度に「伝統文化こども教室 子どもたちの意識と行動に

関する調査」を実施し、参加した子どもや保護者からは事業を評価する声が多かったことを紹介している（図表5参照）。

図表5 「伝統文化こども教室 子どもたちの意識と行動に関する調査」の結果（抜粋）

	子ども		保護者	
	○参加についての評価	通ってとてもよかった	69.8%	通わせてとてもよかった
○今後の参加希望の有無	「教室」で習い続けたい	84.3%	「教室」で習わせ続けたい	89.4%
○「伝統文化こども教室事業」の意義（保護者のみ）	—	—	意義あることだと思う	86.1%

（注1）平成22年度の実施団体のうち、実施年数3～5年目の団体（1,079団体）から505団体を選んで実施調査対象の子ども及び保護者は、各団体が10組まで任意で選んだもの

（注2）子ども：「教室」に参加している小学4年生～中学3年生、回答者3,349人（回収率66.3%）
保護者：上記の保護者、回答者数3,219人（回収率63.7%）

（出所）公益財団法人伝統文化活性化国民協会『伝統文化』（No.41）（平23.9.15）14～21頁を基に作成

子どもやその親が地域の伝統文化に触れる機会を提供する取組に対する支援の在り方について、事業仕分けでは、財団法人を通じた文化庁の間接補助の手法がふさわしくないとの考えに立ち、「国の事業として行わない」との結論に至った。これを受けて、文化庁は、平成23年度以降の事業展開として、こうした取組を地域活性化や観光振興と結びつけ、当該伝統文化が地方公共団体の計画に位置付けられていることを要件とし、文化庁自らが直接予算を執行する形に改めた。

しかし、地方公共団体の計画への位置付けという要件は、これまでこども教室事業で国の支援を受けてきた団体にとって、高いハードルとなり、その結果、決算額及び採択件数も減少してしまった。地域の伝統文化の事情は多種多様であり、地域活性化や観光振興に貢献しているものもある一方で、忘れ去られる寸前で地域の有志が必死に守り受け継いでいるものもある。

地方公共団体の計画への位置付けという「官のお墨付き」がなくとも、「草の根」レベルの取組は多数存在している。こうした取組に光を当てることも必要ではなからうか。

地方公共団体の計画に位置付けられた取組への支援という手法は、平成25年度も踏襲されるが、地域の伝統文化を守り、次代へ受け継ぐ取組について、現場の声を聞いた上で、地域に根ざした小さな団体でも申請しやすい制度設計が求められている。

（やぎぬま みつひこ）

¹ 平成13年7月、超党派の議員からなる日本伝統文化活性化議員連盟の発意により、財団法人伝統文化活性化国民協会として設立された。同協会は、全国各地における伝統的な歌、踊り、祭礼、工芸、茶道、華道、武道等の伝統文化の活動の支援、伝統文化活性化のための普及啓発、研修・交流、調査研究等を通じ、伝統文化の活性化を図り、もって、我が国の文化の向上に寄与することを目的とし、主な事業として、①伝統文化に関する活動に対する支援、②伝統文化に関する普及啓発、③伝統文化に関する研修及び交流、④伝統文化に関する調査研究、⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行う法人である。平成22年4月、公益財団法人へ移行した。

- ² ①伝統文化に関する事業の実務経験を有する者を代表者としていること、②定款、寄付行為に類する規約等を有すること、③団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること、④自ら経理し、監査する会計組織を有すること、⑤活動の本拠となる事務所等を有することが要件となる。
- ³ 各団体は、90万円を上限に事業申請するが、応募団体が多い場合、例えば、事業として採択された額が申請額の5割に削られるといった足切りが行われていた（独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所『第4回無形民俗文化財研究協議会報告書—無形の民俗の伝承と子どもの関わり—』（平22.3）25頁）。
- ⁴ 公益財団法人伝統文化活性化国民協会『伝統文化』（No.41）（平23.9.15）39頁
- ⁵ 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所『第4回無形民俗文化財研究協議会報告書—無形の民俗の伝承と子どもの関わり—』（平22.3）88～89頁
- ⁶ 5に同じ 90～91頁
- ⁷ 公益財団法人伝統文化活性化国民協会『伝統文化』（No.41）（平23.9.15）13頁
- ⁸ 内閣府行政刷新WEB 事業仕分け（平成21年11月）第三会場議事概要（平21.11.11）8～12頁
〈<http://www.cao.go.jp/sasshin/oshirase/h-kekka/pdf/nov11gijigaiyo/3-6.pdf>〉
- ⁹ 事業仕分けの際に、文部科学省が提出した施策・事業シートによると、常勤の役員以外の残る24人の非常勤の役員のうち、官庁OBは4人となっている。
〈<http://www.cao.go.jp/sasshin/oshirase/h-kekka/pdf/nov11gijigaiyo/3-6.pdf>〉
- ¹⁰ 国が定めた事業テーマについて、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容を審査した上で一番優れた企画を提案した者を契約の相手方として決定する手法のこと。
- ¹¹ 第177回国会衆議院予算委員会第四分科会議録第1号13頁（平23.2.25）
- ¹² 第179回国会衆議院文部科学委員会議録第2号24頁（平23.10.26）
- ¹³ 第183回国会衆議院予算委員会議録第22号（平25.4.10）
- ¹⁴ 平成21年度の緊急経済対策の一環として、①各都道府県の「地域文化芸術振興プラン」の策定及び当該プランに基づき実施される取組への支援、②囲碁、将棋等国民の生活の中で長く定着している生活文化を支える団体が、講師を派遣し、親子等と一緒に参加・体験できる事業の開催を支援する伝統文化親子教室事業の実施の二つの柱で構成されていた。第一次補正予算で52億円が計上され（政権交代後の執行停止により50億8,900万円に減額）、このうち伝統文化親子教室事業分の実績は7機関、4億6,700万円であった。
- ¹⁵ 『文部科学時報』（平17.7）38頁